2026.4.1 掲載

海上保安庁カムバック採用試験　募集案内（課長補佐・係長級）

海上保安庁（以下、当庁という。）では、かつて海上保安官として勤務し、退職した元職員を課長補佐級又は係長級職員として採用します。採用を希望される方は、下記事項をご確認のうえ、必要な手続きをお取りください。

1. 応募資格

かつて海上保安官として勤務し、退職した元職員であり、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

(1) 海上保安大学校本科卒業者

航海：　採用時において有効な、電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された三級海技士（航海）以上の海技免状を有する者（※注意）

機関：　採用時において有効な、三級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状を有する者

通信：　次のいずれかに該当する者

① 採用時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

② 採用時において、第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

(2) 海上保安大学校特修科及び特任主任士課程修了者

航海：　採用時において有効な、電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された四級海技士（航海）以上の海技免状を有する者（※注意）

機関：　採用時において有効な、四級海技士（機関）以上（内燃機関の限定を含む）の海技免状を有する者

情報：　次のいずれかに該当する者

① 採用時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

② 採用時において、第一級又は第二級海上無線通信士の免許を有し、かつ、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

管制：　第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者

主計・海洋：　特段の要件無し

(3) 海上保安学校（航海、機関、主計）卒業者及び門司分校修了者

航海：　航海士補としての勤務経験を通算1年以上有する者

機関：　機関士補としての勤務経験を通算1年以上有する者

主計：　主計士補としての勤務経験を通算1年以上有する者

(4) 海上保安学校（灯台、通信、情報システム、管制）卒業者及び門司分校修了者

次のいずれかに該当する者

① 採用時において、第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者

② 採用時において、第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者

③ 採用時において、第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者

(5) 海上保安学校（水路、海洋）卒業者
　　海上保安官としての勤務経験を通算1年以上有する者
(6) 航空要員として任用されていた者
　飛行：　国土交通大臣が交付した回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書及び操縦等可能期間内の技能証明書（特定操縦技能審査／確認）を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者
　整備：　整備士又は整備員としての勤務経験を通算1年以上有する者
　通信：　採用時おいて、航空無線通信士の免許を有する者
(7)　(1) ～ (6) 以外で海上保安官に任官されていた者
　1年以上の業務経験を有する者

（※注意）
　平成26年3月31日までに海技士（航海）に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」（平成26年国土交通省令第1号）附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

※　次のいずれかに該当する者は応募できません。
(1) 日本の国籍を有しない者
(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号、以下同じ）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
　①　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
　②　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
　③　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
(4) 採用予定時期までに国家公務員法第 81 条の 6 に定める定年に達する者（令和 8 年度における定年年齢は 62 歳）

2. 採用管区、官職及び人数

別紙のとおり
※　職員の配置状況のほか、これまでの業務経験等を踏まえ、採用管区及び官職を決定します。必ずしも、希望する管区及び官職に配置されるとは、限りません。
※　採用後は、採用時の官職に限らず、希望と適性を踏まえた配置をしていきます。

3. 採用予定時期

(1) 受付期間が令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までの分

原則として、令和8年7月1日又は令和8年10月1日

(2) 受付期間が令和8年7月1日から令和8年9月30日までの分
原則として、令和8年10月1日又は令和9年1月1日

(3) 受付期間が令和8年10月1日から令和8年12月31日までの分
原則として、令9年1月1日又は令和9年4月1日

(4) 受付期間が令和9年1月1日から令和9年3月31日までの分
原則として、令和9年4月1日又は令和9年7月1日

※ 採用予定者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

4. 給与

(1) 採用時の俸給（基本給）は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、採用者の経験年数と同程度の経験年数を有した当庁職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用後の職務内容に応じ、職務経歴等を勘案して決定されます。なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給（年1回）等があります。

(2) 手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律に基づき支給されます。

① 地域手当（対象地域に勤務した職員に俸給等の1/100～20/100）
② 扶養手当（子月額13,000円等）
③ 住居手当（月額最高2.8万円）
④ 通勤手当（6か月定期券等の価額（1か月あたり最高15万円）等）
⑤ 超過勤務手当（正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給）
⑥ 期末・勤勉手当（いわゆるボーナス：成績区分が良好（標準）の場合、1年間に俸給等の約4.65月分）。

(3)モデル給与例

①管区海上保安本部総務部係長としてカムバック
海上保安庁5年、民間企業10年の経歴をもつ35歳（独身）
俸給月額：約290,000円　年収：約5,000,000円

②巡視船首席機関士としてカムバック
海上保安庁15年、民間企業10年の経歴を持つ45歳（妻、子ども2人）
俸給月額：約500,000円　年収：約8,450,000円

※②は俸給の調整額を含み、①②ともに地域手当及び超過勤務手当を含みません。

5. 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程
当庁が指定する日

(2) 選考方法

一次選考	書類選考	応募時に提出いただいた職務経歴表等により、試験を行います。
二次選考	作文試験	文章による表現力等について、試験を行います。
	人物試験	面接より人柄等について、試験を行います。

試験に関する詳細については、個別にご連絡します。

(3) 試験地

試験地	試験部署	郵便番号	所在地	電話番号
東京都	海上保安庁　人事課	100-8976	東京都千代田区霞が関 2-1-3	03-3591-6361
小樽市	第一管区海上保安本部　人事課	047-8560	小樽市港町 5-2	0134-27-0118
塩釜市	第二管区海上保安本部　人事課	985-8507	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111
横浜市	第三管区海上保安本部　人事課	231-8818	横浜市中区北仲通 5-57	045-211-1118
名古屋市	第四管区海上保安本部　人事課	455-8528	名古屋市港区入船 2-3-12	052-661-1611
神戸市	第五管区海上保安本部　人事課	650-8551	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551
広島市	第六管区海上保安本部　人事課	734-8560	広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111
北九州市	第七管区海上保安本部　人事課	801-8507	北九州市門司区西海岸 1-3-10	093-321-2931
舞鶴市	第八管区海上保安本部　人事課	624-8686	舞鶴市字下福井 901	0773-76-4100
新潟市	第九管区海上保安本部　人事課	950-8543	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-285-0118
鹿児島市	第十管区海上保安本部　人事課	890-8510	鹿児島市東郡元町 4-1	099-250-9800
那覇市	第十一管区海上保安本部 人事課	900-8547	那覇市港町 2-11-1	098-867-0118

※　試験は申込書（様式 1）の希望採用管区に記載した管区等人事課が指定する場所で実施し、「航空要員として任用されていた者」は、本庁人事課が指定する場所で実施します。

※　上記試験地から遠方地に居住している等、試験地に関する相談についても受け付けておりますので、申し込みの際にその旨ご連絡ください。

※　試験時は身分証明書、筆記具及び受験資格に定める免許等を持参してください。

(4) 最終合格発表日

試験実施から 1 か月以内に、選考採用の結果をメール又は郵送にて通知します。

6. 応募方法

(1) 受付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日
令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日
令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日
令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

(2) 提出書類

① 申込書 1 部（様式 1）
- 必要事項を記入し、写真 1 枚を貼りつけてください。
- 申込書の「採用希望管区等」には、採用を希望する本庁又は管区を記入してください。

② 職歴表 1 部（様式 2）
- 当庁を退職後に職歴がある場合、全ての職歴を記入してください。

③ 職務経歴表 1 部（記載例を参考に任意様式）

④ 免許等

イ）海上保安大学校本科（航海、機関）卒業者及び特修科（航海、機関）修了者

- 海技免状の写し（カラーコピーに限る。取得見込みの者は、採用日までに提出）

ロ）海上保安大学校本科（通信）卒業者及び特修科（情報、管制）修了者

- 無線従事者免許証の写し 1 部（取得見込みの者は、採用日までに提出）

ハ）海上保安学校（航海、機関、主計）卒業者及び門司分校修了者

- 有効な海技免状や船舶料理士資格を有している者にあっては、これら資格の写し（カラーコピーに限る。）1 部（取得済みの者は、採用日までに提出）

ニ）海上保安学校（灯台、通信、情報システム、管制）卒業者及び門司分校修了者

- 無線従事者免許証の写し 1 部（取得見込みの者は、採用日までに提出）

ホ）航空要員として任用されていた者

- 技能証明書の写し 1 部（整備のみ。取得見込みの者は、採用日までに提出）
- 航空経歴書 1 部（様式 3）（飛行のみ）
  必要事項を記入するとともに、航空経歴書の備考欄に定める次の必要書類をそれぞれ添付してください。なお、受験時に有する航空関係技能証明等は、もれなく記載してください。
  - ○ 技能証明書、無線従事者免許証、航空身体検査証明書又は航空身体検査証明申請書の写し
  - ○ 飛行時間について、最近 1 か月（最近のものがなければ、直近のもので可）のフライトログの写し

※ 申込書等は当庁ホームページ海上保安官採用サイト「中途採用について」
（https://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/saiyou.html）
から入手してください。

(3) 提出先

①メール場合

メールアドレス：jcgh-jinji-8t8c アットマーク ki.mlit.go.jp

※ 迷惑メール対策のためアドレスを変更しています。
「アットマーク」を「@」に変更して送信してください。

※ メールの件名は「海上保安庁カムバック採用試験申込」としてください。

※ メール受信確認後、担当から受付した旨返信します。
送信から 2、3 日（土日祝を除く。）経過しても返信メールが届かない場合は「お問い合せ先」に連絡をお願いします。

②郵送の場合

〒100-8976
東京都千代田区霞が関 2-1-3
海上保安庁総務部人事課カムバック採用担当宛て
※書類確認後、担当から受付した旨返信します。

7. その他

(1)　応募の秘密については、厳守します。また、応募書類の返却はしませんので、あらかじめご了承ください。

(2)　選考の内容及び選考の結果に関する問い合わせは、一切応じかねますので、ご了承ください。

(3)　採用日に次に該当する場合、採用されません。

①　応募資格に定める免許等が取消しとなった場合又は免許等を取得見込みの者が免許等を取得できなかった場合

②　操縦等可能期間内の技能証明書（特定操縦技能審査／確認）又は有効な第一種航空身体検査証明を有しない場合（飛行に限る）

(4)　採用予定官職が巡視船通信士（補）になる方は、採用日までに船舶局無線従事者証明を受けてください。

(5)　採用内定後に身体検査を受験してもらいます。

(6)　選考のための来庁にかかる交通費や身体検査受験費用等の採用試験に必要な費用は全て受験者負担となりますので、ご留意ください。

【お問い合わせ先】

海上保安庁総務部人事課任用係
担当：カムバック採用試験担当
住所：〒100-8976　東京都千代田区霞が関 2-1-3
電話：03-3591-6361（内線：2544 又は 2545）

2026.4.1 掲載

別紙

採用予定官職及び人数

海上保安庁

採用予定官職	採用予定人数
PLH 型巡視船上席・(主任) 飛行士、上席・(主任) 整備士、上席・(主任) 航空通信士 航空基地上席・(主任) 飛行士、上席・(主任) 整備士、上席・(主任) 通信士	若干名
本庁若しくは管区本部の課長補佐級若しくは係長級（水路課程、海洋科学課程出身）又は海上保安学校（分校を含む）の教官（航空要員）	若干名

第一管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第二管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第三管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第四管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第五管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第六管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部、管区本部事務所又は海上保安大学校の課長補佐級又は係長級	若干名

第七管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士、巡視艇の船長又は機関長	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第八管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部若しくは管区本部事務所の課長補佐級若しくは係長級又は海上保安学校の教官、課長補佐級若しくは係長級	若干名

第九管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第十管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名

第十一管区海上保安本部

採用予定官職	採用予定人数
巡視船（艇）首席・（主任）航海士、首席・（主任）機関士、首席・（主任）通信士、首席・（主任）主計士	若干名
管区本部又は管区本部事務所の課長補佐級又は係長級	若干名